

1. 餘興慶安夏嶺氣年當備贈御備室の事
 平共二圓 / 十錢の權 / 六十錢支條
 2. 會振の聯合の於る朴日の日餘十贈支條の事 (券來日餘
 S. 八朝間後贈贈御資條の事
 3. 景通賃金一圓五十錢支條の事
 4. 變來書

十二、 廿月二十八日聯合總變の干の夫の變來書を發出せり。
 選來書發出の應輸入職工の諸業

同支條の願變を求む變來書發出せり至て次の如く。
 1. 同支條の干の夫の同輸入職工の聯合の成限一袋御門
 同支條の不詳其の注進を致しをて「餘變の廿月二十五日願
 變を券來の日餘贈の如くは變來「事業主の贈變出書
 爲御入憲の如くは變來由の事業主の權」展容の贈賃贈

同輸入職工會福岡出張所

法財團 協調會福岡出張所

5. 被解雇者辛石岩を復職せしむる事
 右要求に對し社長は第五項被解雇者の復職のみを容れ他は
 全部之を拒絶したので、朝鮮人職工全部を糾合し遂に翌
 二十九日より同盟罷業をなし争議團本部を設けて抗争する
 に至つたのである。

十三、 經過

罷業開始と共に争議團に於ては二十九日三十日三十一日と
 連日アシピラを撒布し、殊に會社門前に座り込み殘留職工
 (内地人職工)の參加勸誘に努め、且つ亦市内各工場に基
 金袋等を配布して一般の同情に訴ふるところありたるも反
 響なく、一方會社側に於ては七月三十一日罷業三日に及ぶ
 鮮右朝鮮人職工全員(九名)に對し遂に解雇旨渡をなした
 のである。而して解雇と共に七月十五日より二十八日迄の